

令和5年11月22日

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議
最終報告書内容についての意見（要望）

全国中小企業団体中央会
会長 森 洋

技能実習制度は、一部の心無い事業者の賃金の未払いや暴力等の不正や、実習生の失踪、犯罪等不法行為が後を絶たないことから、制度の見直しはやむを得ないところではありますが、監理団体の92.9%と圧倒的大部分を占める事業協同組合等の中小企業組合や、その組合員企業である実習実施者（実習生受入れ企業）の大多数は、法令を遵守し、真面目に実習を実施しています。

つきましては、新しい法制度のもと、より厳格な運用を図るため、全般的な支援ノウハウを有し適正に事業運営を行っている非営利の法人組織である事業協同組合等の監理団体を今後も活用するとともに、地域の中小・小規模事業者に過度の負担が生じないように、新しい法制度については、下記の点への配慮をお願い申し上げます。

※ 全監理団体：3,683団体のうち中小企業組合が3,423組合を占め、実にその比率は92.9%となっています（「監理団体一覧表」外国人技能実習機構 令和5年11月13日現在から算出）。

記

1. 監理団体と受入れ企業の役職員の兼職に係る制限を特記して設けないこと
2. 新たな制度のもと、他の在留資格（特定技能1号）への変更（移行）については、育成した人材の地方からの流出につながることから、3年間は認めないこと

3. 現行の技能実習制度が果たしている地方の人材確保及び人材育成に配慮し、大都市圏への移転を防ぐため、自由意志による転籍については3年間で1回限りとすること（なお、法令違反等の事象が生じる場合等の転籍は除く）
4. 技能実習制度の職種と特定技能の分野とをシームレスに連結し、わかりやすい分類とすること
5. 受入れ人数については、地方の中小・小規模事業者が人材を確保することが難しくなることから、分野ごとの受入れ見込数だけでなく企業ごとの受入れ人数枠を設定すること
6. 特定技能制度の登録支援機関については、登録制から「許可制」にするとともに、支援委託費の徴収額に項目毎に上限を設定し、支援価格のつり上げや業者間での談合等を防ぐこと

以 上